

第1回
琴浦町水道事業等評価委員会

第1回琴浦町水道事業等評価委員会

－目次－

1. 琴浦町の水道事業の現状と今後
 - 1-1. 水道事業の沿革
 - 1-2. 給水区域内人口
 - 1-3. 現在の事業概要
2. 水道事業会計と財政状況
 - 2-1. 地方財政法における公営企業
 - 2-2. 公営企業会計の仕組み
 - 2-3. 水道料金
 - 2-4. 令和6年度 琴浦町水道事業決算報告書
3. 琴浦町水道ビジョンについて
 - 3-1. 琴浦町水道ビジョンの位置づけ
 - 3-2. 水道事業の課題
 - 3-3. 施策目標
4. 今後のスケジュール

1. 琴浦町の水道事業の現状と今後

1-1. 水道事業の沿革

琴浦町水道事業の前身である旧東伯町水道事業は昭和38年に創設し、それらと合併した旧赤碕町水道事業は、1960年度（昭和35年度）に創設認可を受けて以来、1963年度（昭和38年度）・1968年度（昭和43年度）・1972年度（昭和47年度）・1974年度（昭和49年度）・1976年度（昭和51年度）・1989年度（平成元年度）に施設の拡充を行っていました。

2004年（平成16年）9月には旧東伯町と旧赤碕町の新町合併に伴い、旧東伯町水道事業が旧赤碕町水道事業を譲り受け琴浦町水道事業に改称し、2007年（平成19年）2月には大父木地水源開発により変更認可を行いました。

2016年（平成28年）4月には琴浦町水道事業の八橋地区に隣接するガーデンヒルズ立石大専用水道を、琴浦町水道事業に水源も含めて譲り受け、取水地点の変更（増加）の変更認可を行っています。

2025年（令和7年）には専用水道9地区が上水道に統合されました。

今後の事業目標

- ・老朽管の布設替え
- ・管路/施設の耐震化
- ・旧専用水道地区の整備

1. 琴浦町の水道事業の現状と今後

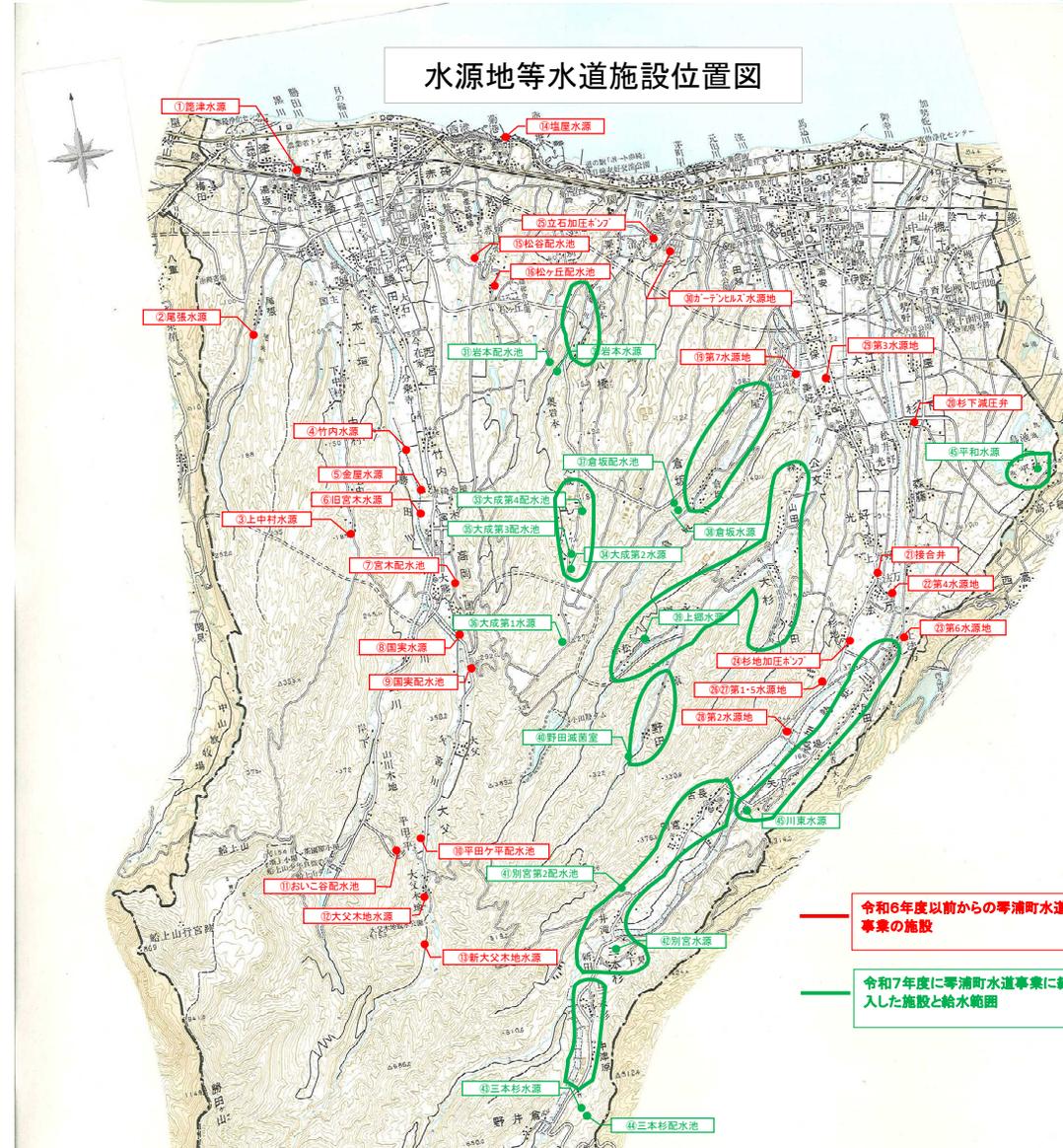
1-2. 給水区域内人口

給水区域内人口の減少に伴い、有収水量が減少しています。
有収水量＝水道料金と直結

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
行政区域内人口	A	人	18,055	17,870	17,653	17,392	17,173	16,888	16,569	16,263	16,012	15,653
給水区域内人口	B	人	17,598	17,436	17,230	16,989	16,784	16,507	16,207	15,912	15,661	15,314
現在給水人口	C	人	17,511	17,351	17,145	16,921	16,721	16,446	16,146	15,862	15,616	15,271
普及率	C/B	%	99.5%	99.5%	99.5%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.7%	99.7%	99.7%
給水戸数	戸		6,221	6,269	6,253	6,270	6,280	6,271	6,244	6,236	6,269	6,229
有収水量計	m ³ /日		4,626	4,638	4,653	4,519	4,449	4,545	4,403	4,335	4,261	4,197
有収率	%		73.7%	81.9%	81.6%	76.3%	77.7%	79.8%	80.7%	81.3%	75.8%	79.0%
有効水量	m ³ /日		4,825	4,742	4,757	4,637	4,561	4,646	4,501	4,429	4,343	4,299
有効率	%		76.9%	83.7%	83.4%	78.3%	79.7%	81.6%	82.5%	83.0%	77.3%	80.9%
一日平均給水量	m ³ /日		6,273	5,666	5,702	5,925	5,725	5,695	5,457	5,333	5,622	5,316
一人一日平均給水量	L/人		358	327	333	350	342	346	338	336	360	348
一日最大給水量	m ³ /日		9,398	7,734	7,751	6,477	6,012	12,694	6,605	8,078	6,793	6,456
一人一日最大給水量	L/人		537	446	452	383	360	772	409	509	435	423

1. 琴浦町の水道事業の現状と今後

1-3. 現在の事業概要



2. 水道事業会計と財政状況

2-1. 地方財政法における公営企業

○地方財政法
(公営企業の経営)

第6条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、**特別会計を設けて**これを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、**当該企業の経営に伴う収入**(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

○地方財政法施行令
(公営企業)

第46条

法第六条の政令で 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

一 **水道事業** 二 工業用水道事業 三 交通事業 . . .

2. 水道事業会計と財政状況

2-1. 地方財政法における公営企業

官公庁会計、一般企業の会計との比較

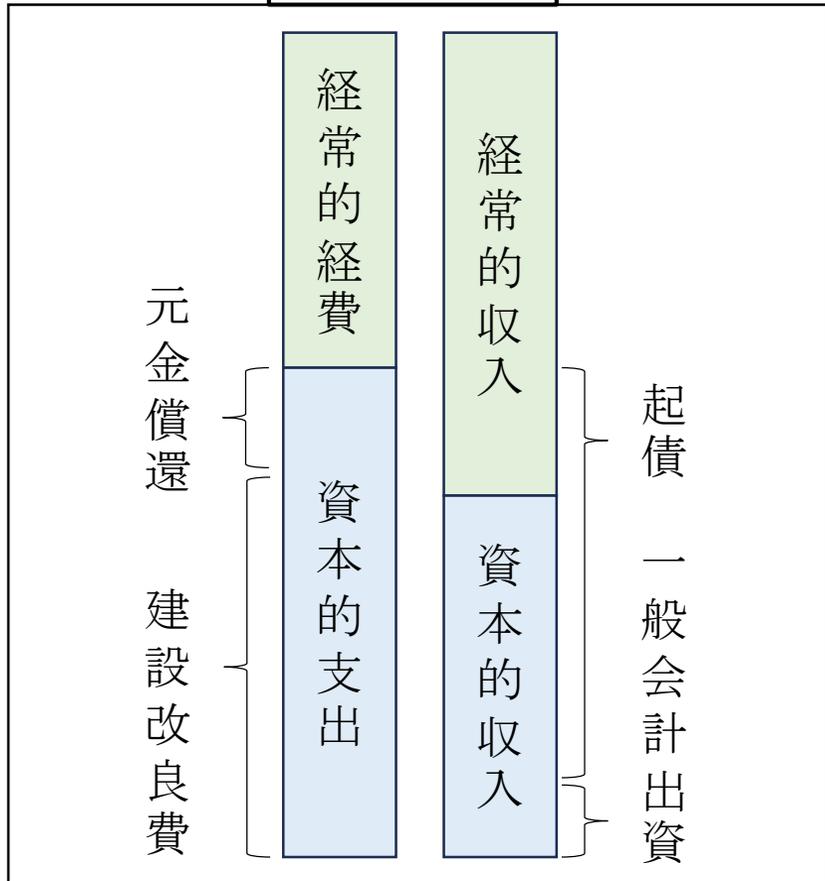
	官公庁	公営企業	一般企業
予算決算の比重	予算中心主義	予算、決算双方を重視	決算中心主義
	予算の議決必要		予算は統制的意味合い
経理の方法	現金主義	発生主義	
	単式簿記	複式簿記	
予算	歳入歳出予算	収益的収入支出	
		資本的収入支出	
決算	予算との比較を重視	決算報告書（予算との比較）	
		損益決算書	
		貸借対照表	
摘要法律	地方自治法	地方公営企業法	商法、税法等

2. 水道事業会計と財政状況

2-2. 公営企業会計の仕組み

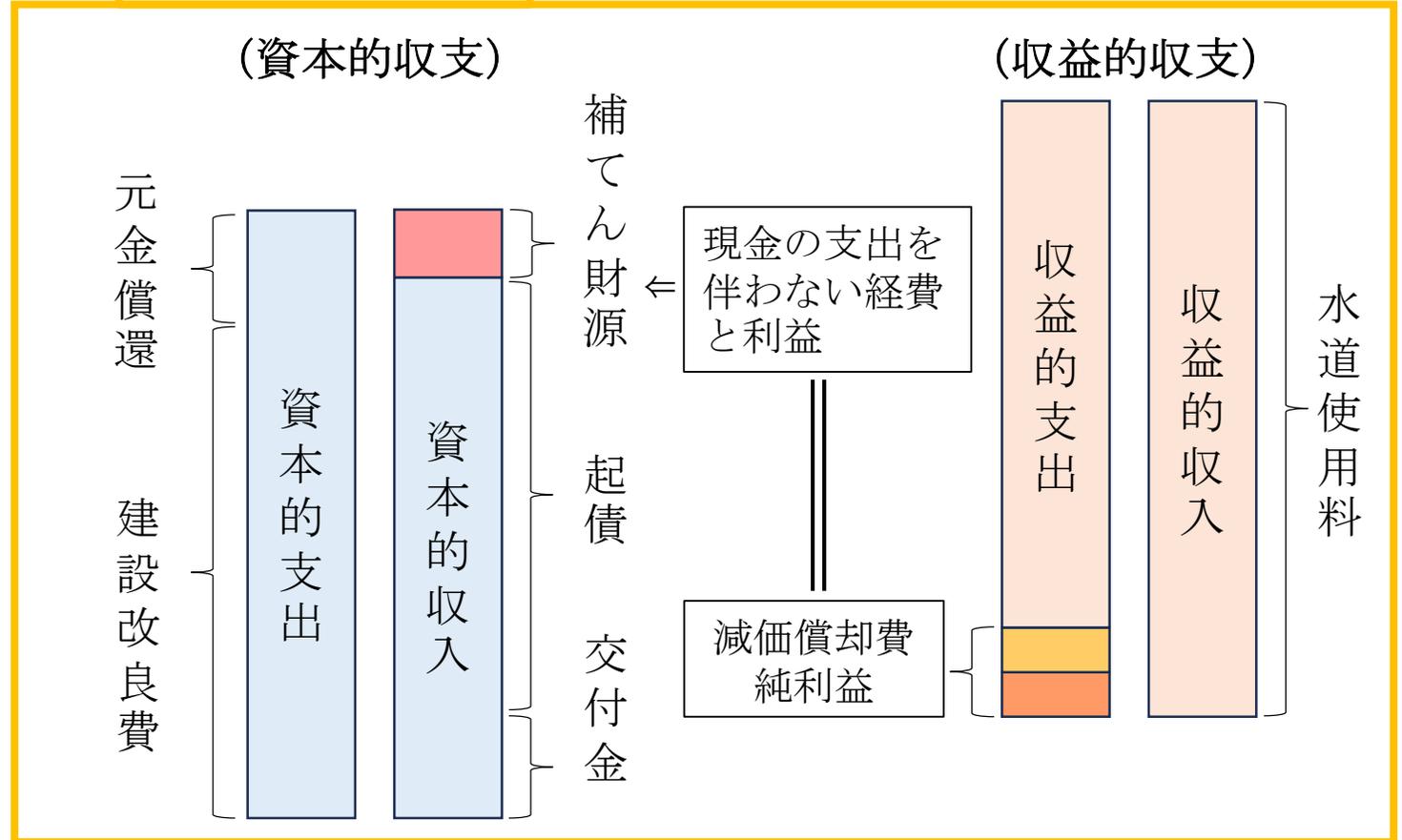
予算の仕組み

官公庁予算



公営企業予算予算

収益的収支と資本的収支の2本建予算



2. 水道事業会計と財政状況

2-3. 水道料金

基本料金は各家庭に設置されているメーターの口径によって違います。

その月の使用水量が8立方メートルを超える分については超過料金が加算されます。

基本料金 (8 m ³ まで)				水量料金 (8 m ³ を超える分)
メーター口径	金額	メーター使用料	計	使用水量 1 m ³ につき
13mm	1,188円	105円	1,293円	191円/m ³
20mm		290円	1,478円	
25mm		356円	1,544円	
30mm		528円	1,716円	
40mm		660円	1,848円	
50mm		3,960円	5,148円	
75mm		5,280円	6,468円	
100mm		6,072円	7,260円	

水道使用（異動）届

	手続きに必要なもの	手数料	届け先
開栓	印鑑 (※ただし借家の場合は届出書に大家さんの印鑑が必要です)	1,880円	上下水道課 上水道係 (分庁舎) 電話 55-7806 FAX 55-7558
閉栓			総務課 窓口担当 (本庁舎) 電話 52-1700, 52-1704 FAX 49-0000
名義変更		無料	

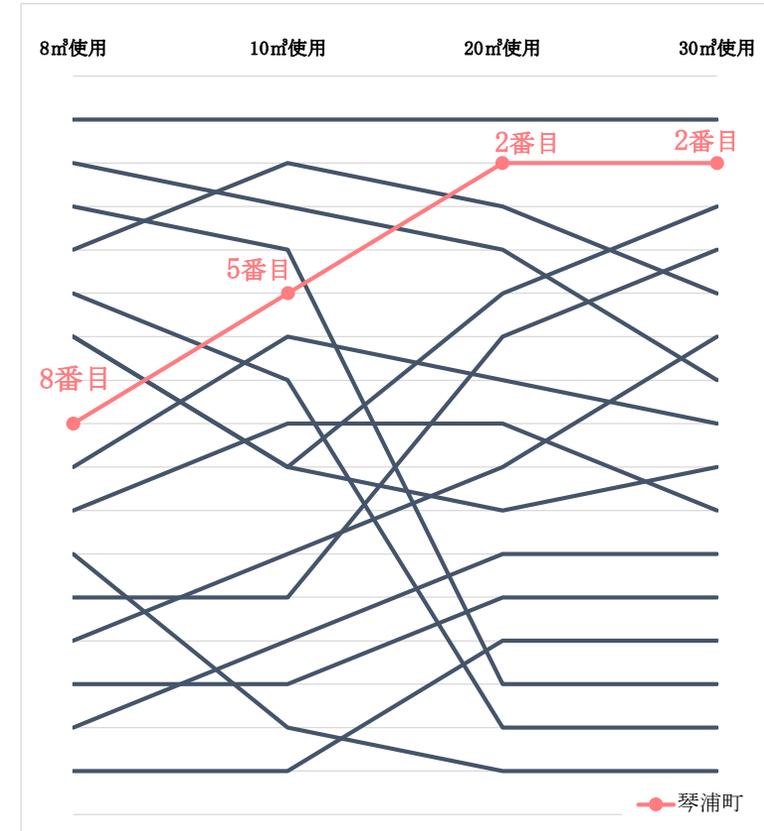
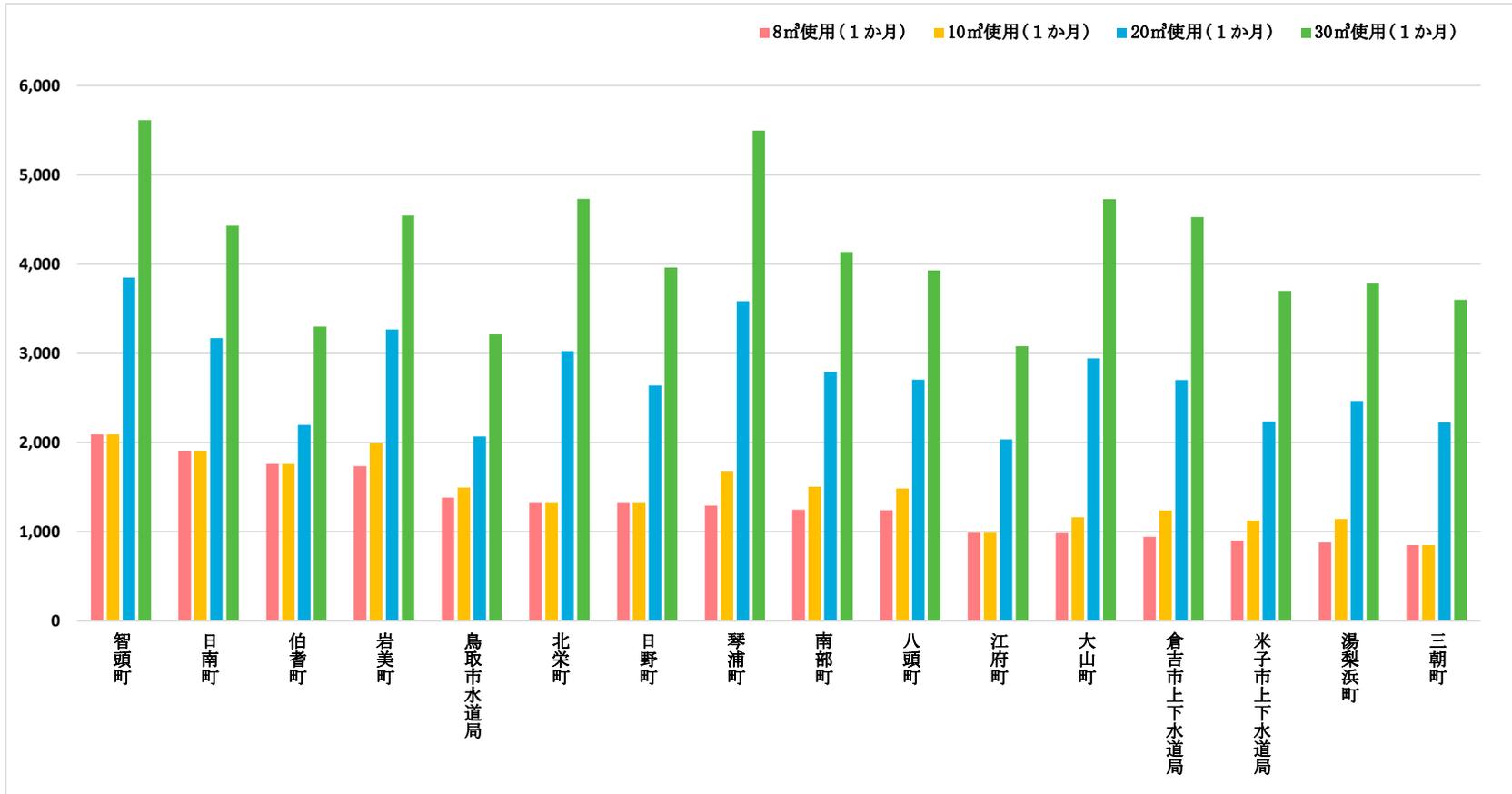
メーター口径	加入金額 (税込み)
13mm	26,400円
20mm	52,800円
25mm	110,000円
30mm	165,000円
40mm	220,000円
50mm	330,000円
75mm	440,000円
100mm	550,000円

※メーターの口径を大きくする場合は、差額分の加入金が必要

2. 水道事業会計と財政状況

2-3. 水道料金

※参考資料：県内の他市町村との料金比較(折れ線グラフは県内での順位を表現)



2. 水道事業会計と財政状況

2-4. 令和6年度 琴浦町水道事業決算報告書（配布資料）

令和6年度 琴浦町水道事業決算報告書（抜粋）

収益的収支

（単位：円）

収入 区分	予算額			決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考 (うち仮受消費税及び地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	合計			
第1款 水道事業収益	327,121,000	520,000	327,641,000	321,627,499	▲ 6,013,501	(25,852,783円)
第1項 営業収益	298,182,000	520,000	298,702,000	292,515,965	▲ 6,186,035	(25,852,783円)
第2項 営業外収益	28,937,000	0	28,937,000	29,111,534	174,534	
第3項 特別利益	2,000	0	2,000	0	▲ 2,000	

（単位：円）

支出 区分	予算額			決算額	地方公営企業法第26条第2項 の規定による繰越額	不用額	備考 (うち仮受消費税及び地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	合計				
第1款 水道事業費	294,064,000	4,576,000	298,640,000	270,124,445	8,195,000	20,320,555	(5,316,775円)
第1項 営業費用	270,719,000	4,576,000	275,295,000	252,273,675	8,195,000	14,826,325	(5,316,775円)
第2項 営業外費用	22,245,000	0	22,245,000	17,821,705	0	4,423,295	
第3項 特別損失	100,000	0	100,000	29,065	0	70,935	
第4項 予備費	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	

資本的収支

（単位：円）

収入 区分	予算額			決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考 (うち特定収入仮払消費税等)
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第26条の規定による繰 越額に係る財源充当額			
第1款 資本的収入	199,526,000	0	72,800,000	272,326,000	149,689,000	▲ 122,637,000
第1項 企業	165,900,000	0	72,800,000	238,700,000	116,400,000	▲ 122,300,000
第3項 負担金	2,876,000	0	0	2,876,000	2,365,000	▲ 511,000
第4項 補助金	30,750,000	0	0	30,750,000	30,924,000	174,000

（単位：円）

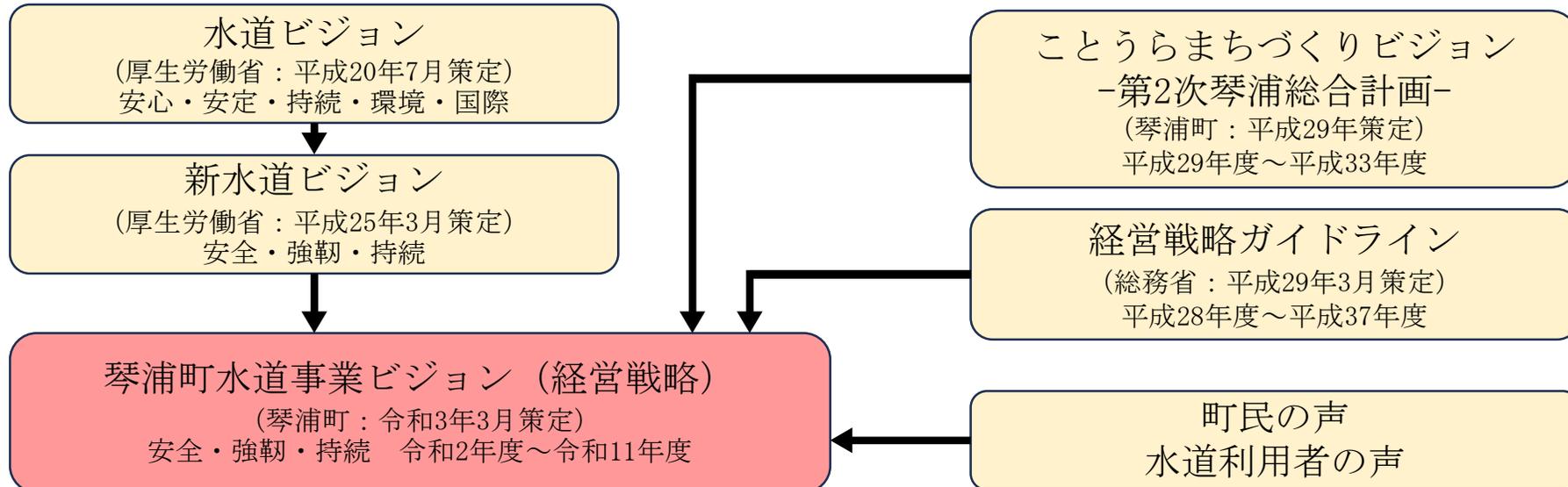
支出 区分	予算額			決算額	翌年度繰越額			不用額	備考 (うち仮払消費税等)
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第26条の規定 による繰越額		地方公営企業法第26条の規定 による繰越額	継続費通次繰越額	合計		
第1款 資本的支出	357,068,000	2,530,000	109,064,600	468,662,600	257,737,642	78,738,000	111,000,000	189,738,000	21,186,958
第1項 営業費用	282,337,000	2,530,000	109,064,600	393,931,600	183,007,380	78,738,000	111,000,000	189,738,000	21,186,220
第2項 企業償還	74,731,000	0	0	74,731,000	74,730,262	0	0	0	738

3. 琴浦町水道ビジョンについて

3-1. 琴浦町水道ビジョンの位置づけ

琴浦町水道事業ビジョン・経営戦略は「ことうらまちづくりビジョン-第2次琴浦総合計画-」で示された方針を基本とし、厚生労働省の新水道事業ビジョンで掲げられた「安全」、「強靱」、「持続」の考え方にに基づき、また、総務省が策定を求めている経営戦略の策定方針を踏まえて策定しています。

琴浦町水道事業の現状や将来を見据えた水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するための具体的政策、計画期間中に施策を実施した場合の**投資・財政計画**を明らかにするものです。



3. 琴浦町水道ビジョンについて

3-2. 水道事業の課題

【安全】いつでも安心して使える水道

- 水質監視体制：東伯第4水源が取水可能量を超えて取水
- 残留塩素の適正管理：口径のダウンサイジングなどによる水道水の滞留の抑制

【強靱】災害に強い水道

- 想定される地震災害：配水池の耐震化率は、2017年度（平成29年度）末で14.3%
- 災害対策の強化：危機管理マニュアルの作成
- 管路の埋設不明区間：統合した旧簡易水道の管路の埋設位置情報
- 水道施設の定期点検と水道施設台帳整備の義務化：改正水道法により作成及び保管が義務
- 管路の耐震化率**：2017年度（平成29年度）末において管路全体で1.1%（令和6年度末現在5%へ上昇）
- 管路の老朽化**：法定耐用年数を超過した**管路の計画的な更新**

【持続】健全な経営による安定した水道

- 広域連携：水需給の均衡を図る目的で広域連携を検討する必要
- 人材育成、技術継承：職員の更なる資質向上、外部の研修等へ積極的に参加
- 広報活動：事業の透明性を高め、水道利用者との合意形成を図る目的
- 有効率向上のための取り組み：漏水量を減らすため、管路更新整備の計画的実施

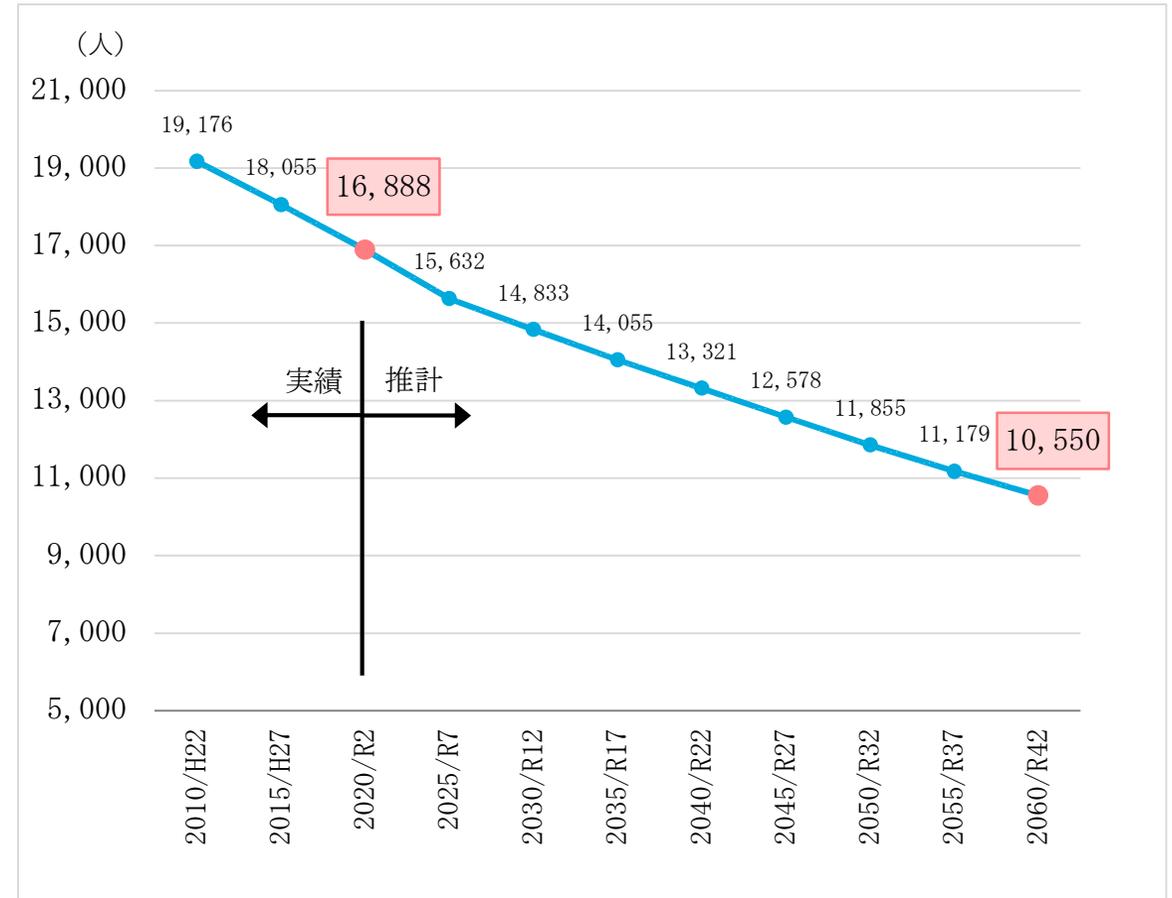
3. 琴浦町水道ビジョンについて

3-2. 水道事業の課題

将来の事業環境：給水人口の見通し

琴浦町の給水人口は、人口減少社会の到来に伴い減少すると見込んでいます。

将来推計人口（琴浦町人口ビジョンより）



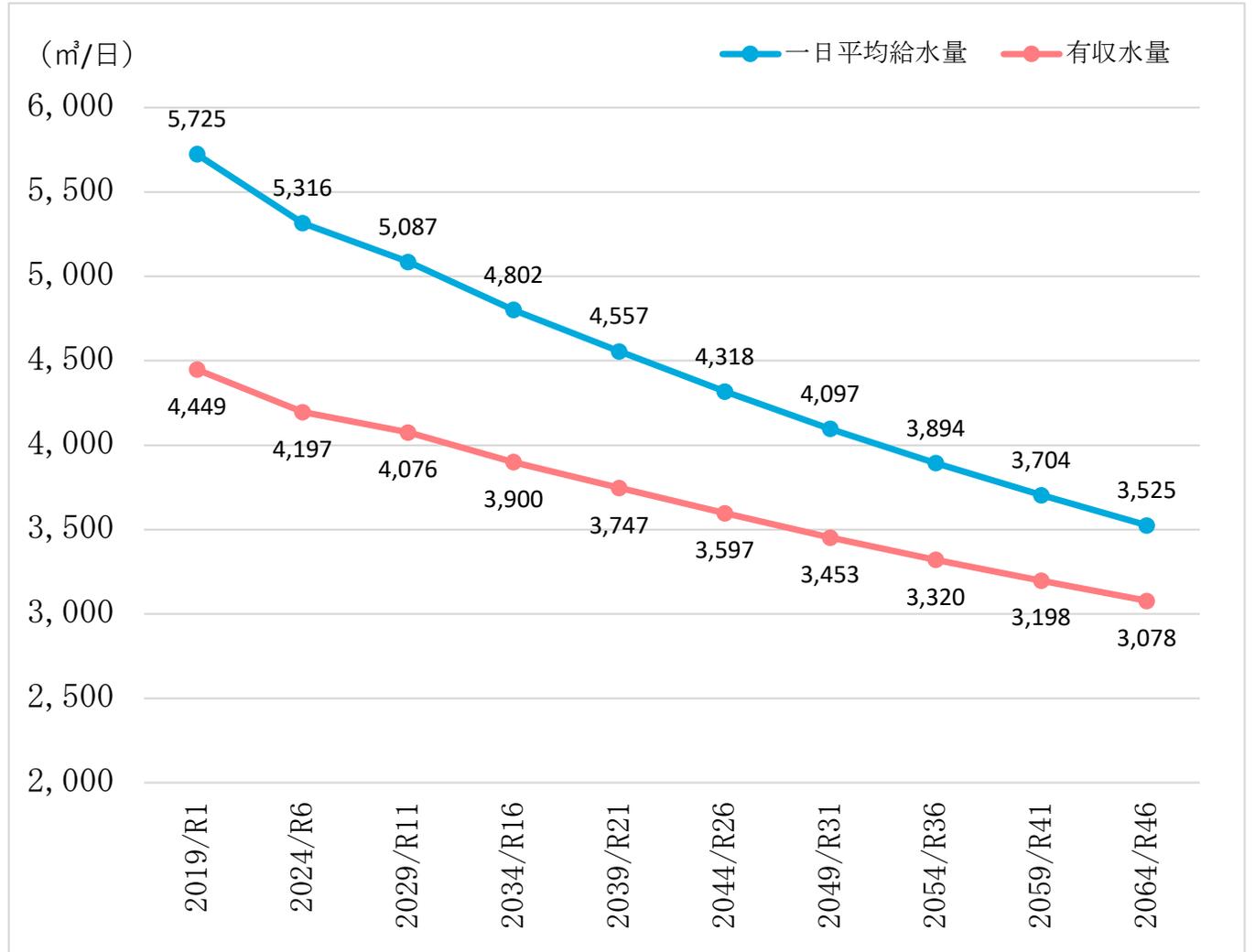
3. 琴浦町水道ビジョンについて

3-2. 水道事業の課題

給水量の減少と施設の効率性の低下

有収水量や一日平均給水量なども、給水人口にあわせて減少することが見込まれており、実績で5,316 m^3 /日である一日平均給水量は40年後の2064年度（令和46年度）には3,525 m^3 /日まで減少する見込みです。

40 年後には現在の一日平均給水量の60%の水量となることから水源水量や浄水処理水量、配水池容量、管路口径などに少しずつ余裕が生まれ、施設利用率が低下します。今後の更新においては、費用の削減や効率化を目的とし、施設の縮小化や廃止・統合をより一層進めていく必要があります。



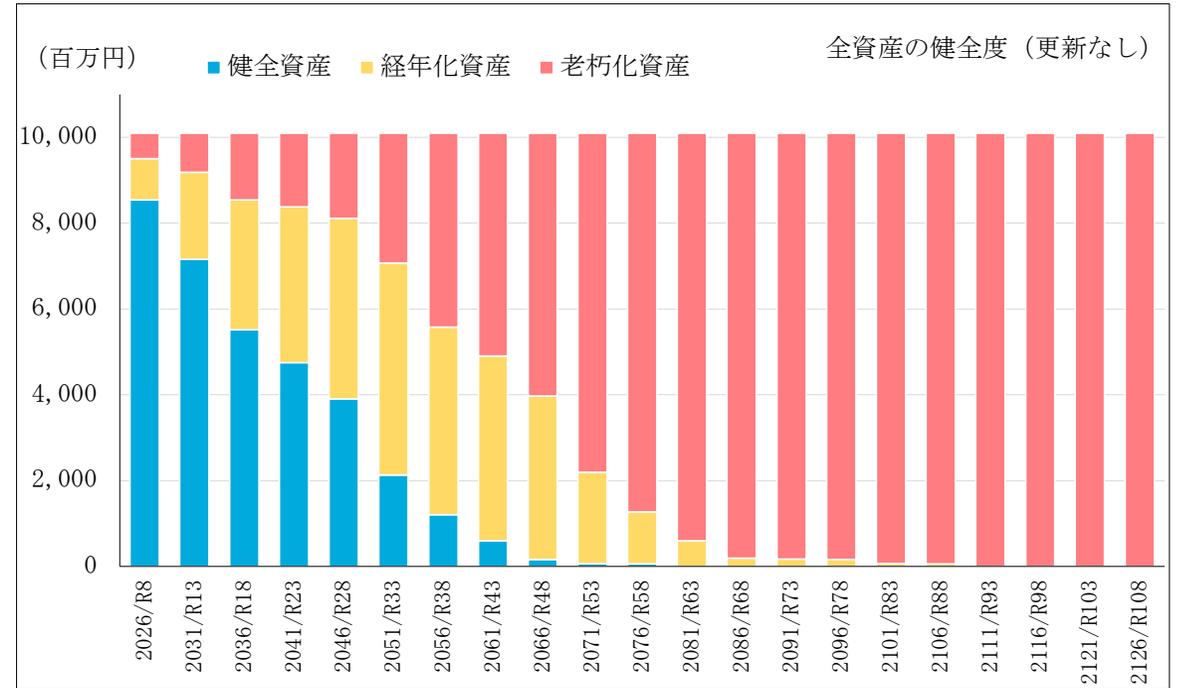
3. 琴浦町水道ビジョンについて

3-2. 水道事業の課題

設備の老朽化

現有施設を更新しなかった場合の将来健全度

- 健全資産：経過年数が法定耐用年数以内
- 経年化資産：経過年数が法定耐用年数の1~1.5倍以内
- 老朽化資産：経過年数が法定耐用年数の1.5倍以上



【課題】

施設や管路の更新需要が大きく見込まれるため**支出の増加**が予想されます。
一方で、給水人口及び給水量の減少とともに料金収入が減少していくため**収入の減少**が予想されます。
したがって、健全な経営を維持するためにも効率的な事業運営について検討し、長期的な収支を見据えながら事業費や財源などについて検討する必要があります。

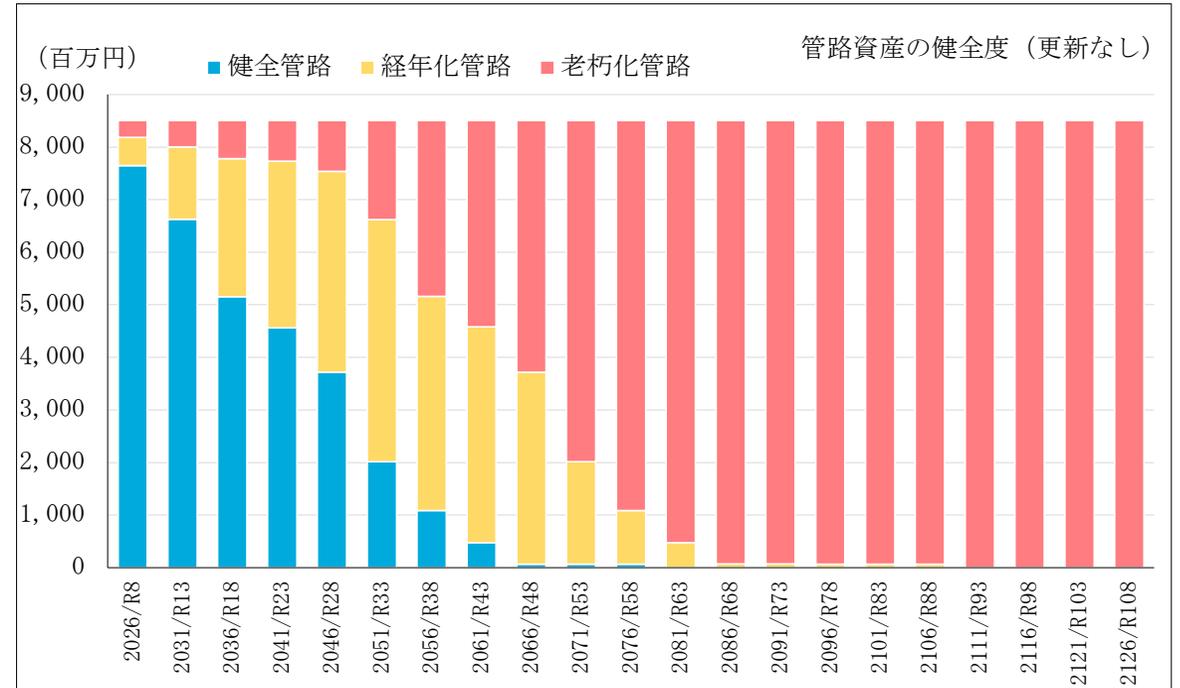
3. 琴浦町水道ビジョンについて

3-2. 水道事業の課題

管路の老朽化

現有施設を更新しなかった場合の将来健全度

- 健全資産：経過年数が法定耐用年数以内
- 経年化資産：経過年数が法定耐用年数の1~1.5倍以内
- 老朽化資産：経過年数が法定耐用年数の1.5倍以上



【課題】

施設や管路の更新需要が大きく見込まれるため**支出の増加**が予想されます。
一方で、給水人口及び給水量の減少とともに料金収入が減少していくため**収入の減少**が予想されます。
したがって、健全な経営を維持するためにも効率的な事業運営について検討し、長期的な収支を見据えながら事業費や財源などについて検討する必要があります。

3. 琴浦町水道ビジョンについて

3-2. 水道事業の課題

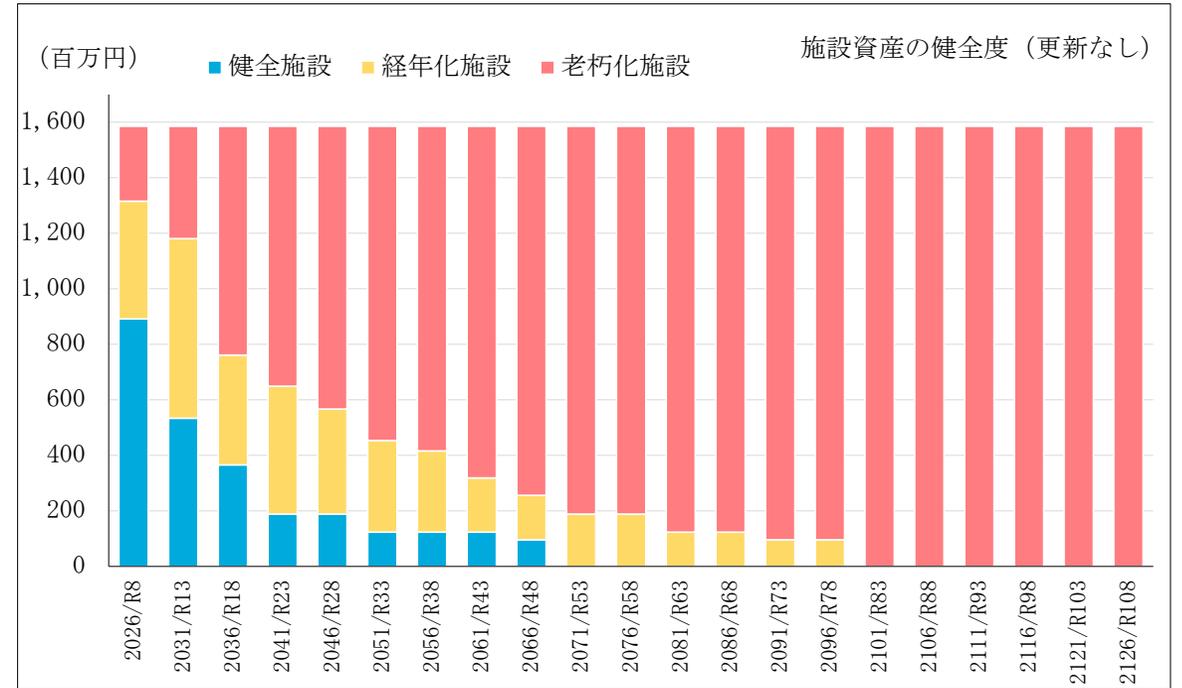
施設の老朽化

現有施設を更新しなかった場合の将来健全度

健全資産：経過年数が法定耐用年数以内

経年化資産：経過年数が法定耐用年数の1~1.5倍以内

老朽化資産：経過年数が法定耐用年数の1.5倍以上



【課題】

施設や管路の更新需要が大きく見込まれるため**支出の増加**が予想されます。

一方で、給水人口及び給水量の減少とともに料金収入が減少していくため**収入の減少**が予想されます。

したがって、健全な経営を維持するためにも効率的な事業運営について検討し、長期的な収支を見据えながら事業費や財源などについて検討する必要があります。

3. 琴浦町水道ビジョンについて

3-3. 施策目標

基本理念として掲げた『いつまでも安心・安全な琴浦の水』を実現するために、「安全」「強靱」「持続」の3つの施策目標を設定しました。

① 安全【いつでも安心して使える水道】

水道水の水質保全、水質保持を徹底し、すべての町民へ安全でおいしい水道水の供給に努めます。

② 強靱【災害に強い水道】

老朽施設の更新、施設の耐震化を計画的に行い、災害時等に強い水道を目指します。
また、安定した水道の構築に努めます。

③ 持続【健全な経営による安定した水道】

給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な事業運営を目指します。



料金改定の必要性シミュレーションを実施

水道法施行規則第12条（供給規程）

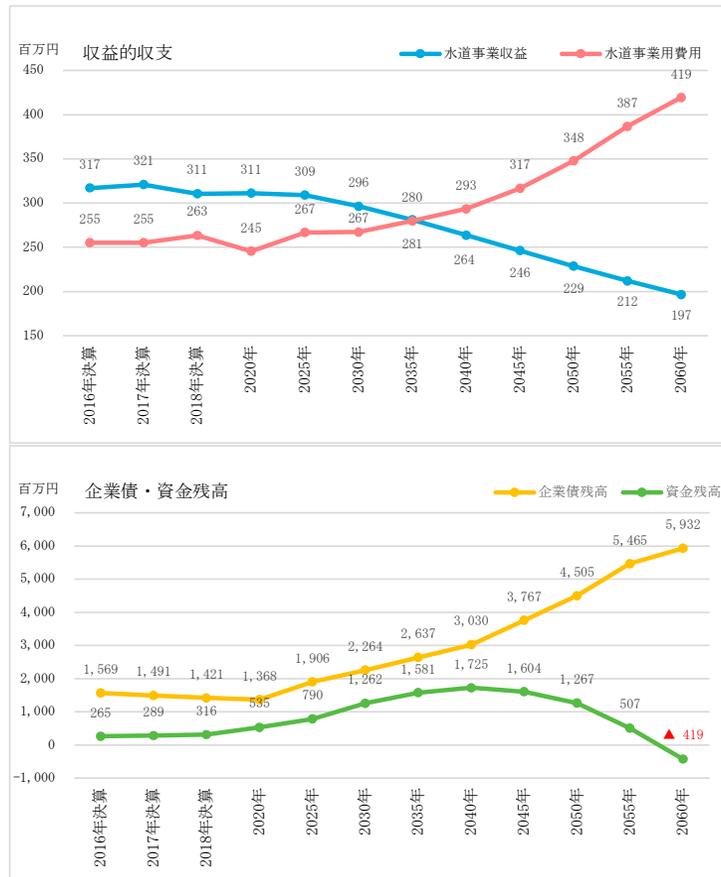
三 料金が、3～5年ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

3. 琴浦町水道ビジョンについて

3-4. 料金改定シミュレーション

2022年時シミュレーションにて、建設投資額の見直し及び2025年以降5年ごとの料金改定を実施することで安定的な事業運営となることが確認された。

・水道ビジョンシミュレーション(R2)



・2022年シミュレーション



4. 今後のスケジュール

作業項目 項目	2025年度									2026年度									2027年度				
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
評価委員任命・承諾書提出			■																				
基礎調査	■ 基礎調査	■																					
水需要予測		■ 水需要予測	■																				
アセットマネジメント			■ アセットマネジメント																				
財政収支予測									■ 財政収支予測	■													
水道ビジョン改定									■ 水道ビジョンの改定	■													
総括原価の算定									■ 総括原価の算定	■													
料金改定案の立案										■ 料金改定案の立案													
料金改定案の決定														■ 料金改定案の決定									
評価委員会				● 第1回評価委員会			● 第2回評価委員会		● 第3回評価委員会			● 第4回評価委員会	● 第5回評価委員会	● 第6、7回評価委員会									
議会説明														■ 議会説明									
料金徴収システム改修																		■ 料金徴収システム改修					
使用者への周知																		■ 使用者への周知					
料金改定の実施																					■ 料金改定の実施		